

平成27年4月から

子ども・子育て支援

新制度がスタートします！



幼児期の学校教育や、保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進めて、子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律が平成27年4月より施行されることになり、幼児期の学校教育や保育が大きく変わることになりました。新制度の実施のために、消費税が10%になったときの増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになっています。

嵐山町

新制度ではここが変わります

主に、幼稚園（※）や認可保育所に係る、次の3つのことが変わります。

①給付の仕組み

幼稚園（※）や認可保育所には保護者が負担する保育料以外にも各施設の運営に必要な費用が給付されています。この給付はこれまで、文部科学省と厚生労働省に分かれていましたが、新制度では内閣府に統一されます。なお、教育・保育に要する費用として確実に充てるため、今と同じように給付は町から幼稚園（※）や認可保育所に直接支払う仕組みになります。

②利用の手続き

幼稚園（※）や認可保育所への申し込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けるための申請が必要になります。

③保育料（利用者負担金）

幼稚園（※）や認可保育所の保育料は、利用者負担金として所得などに応じて嵐山町が決めることとなります。なお、平成27年3月頃に決まる国の基準を上限に、現在の町の基準額表を変更する可能性があります。

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。現行制度のまま継続する園については、手続きと保育料は今までと変わりません。

施設を利用するために認定が必要になります

新制度では、幼稚園や保育所の利用を希望する場合には、町から、教育標準時間認定や保育認定を受ける必要があります。この認定は、下記の3つに分けられています。

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	●幼稚園 ●認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	●保育所 ●認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育

施設利用のための手続き

★子ども・子育て支援新制度の利用の流れ★

新制度では、3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まってきます。手続きはこれまでと時期や流れが大きく異なるものではありません

幼稚園等の利用を希望する場合

- 1 幼稚園等に直接利用申込みをします
※町が必要に応じて利用支援をします
- 2 幼稚園等から入園の内定を受けます
(定員を超過した場合には、面接などの選考があります)
- 3 幼稚園等を通じて、利用のための認定を申請します
- 4 幼稚園等を通じて、町から認定証が交付されます
1号認定
- 5 幼稚園等と契約をします

保育所等での保育利用を希望する場合

- 1 町に「保育の必要性」の認定を申請します
※利用希望の申込みも同時に行えます
- 2 町から認定証が交付されます
2号認定 **3号認定**
- 3 保育所等の利用希望の申込みをします
(希望する施設名などを記載)
- 4 申請者の希望や保育所等の状況を見て、町が利用調整をします。
※保育を必要とするお子さん(2号、3号認定)の場合には、必要に応じて町が利用可能な保育所等のあっせんも行います。
- 5 利用先決定後に、契約となります

※「認定こども園」の利用を希望する場合、1号認定の場合は**左枠**、2号3号認定の場合は**右枠**の手続きとなります。





保育所などでの保育を希望する場合は 「保育の必要な事由」に該当することが必要です

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、以下の3点が考慮されます。

①保育を必要とする事由 次のいずれかに該当することが必要です

- 就労（フルタイム、パート、夜間や居宅内の就労など、すべての就労）
 - 妊娠、出産
 - 保護者の病気や障害
 - 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動（起業準備を含む）
 - 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - その他、上記に類する状態として町が認める場合
- ※同居親族の方が子供を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります

②保育の必要量 就労を理由とする利用の場合は、次のいずれかに区分されます。

A	「保育標準時間」利用 	フルタイム就労を想定した 利用時間（最長11時間）
B	「保育短時間」利用 	パートタイム就労を想定した 利用時間（最長8時間）

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1か月あたり48～64時間の範囲で町が定めることとなります。

③「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

新制度に関する国からの情報は [内閣府 子ども・子育て支援新制度](#) [検索](#)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



発行 平成26年10月

嵐山町教育委員会こども課こども担当

電話 0493-62-0823